

## 第5章 職員の分限及び懲戒処分の状況

### 1 分限処分の状況

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任及び休職があります。

#### (1) 分限処分者数（平成17年度）

区分	処分の種類				
	処分事由	免職	降任	休職	合計
市長部局等	心身の故障の場合	-	-	3人	3人
	条例で定める事由による場合	-	-	-	-
教育委員会	心身の故障の場合	-	-	1人	1人
	条例で定める事由による場合	-	-	-	-
合計	心身の故障の場合	-	-	-	4人
	条例で定める事由による場合	-	-	-	-

(注) 条例で定める事由による場合とは、勤務実績が良くない場合、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合などです。

### 2 懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給及び戒告があります。

#### (1) 懲戒処分者数（平成17年度）

区分	処分の種類					
	処分事由	免職	停職	減給	戒告	合計
市長部局等	法令に違反した場合	-	-	-	-	-
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	-	-	-	-	-
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	-	-	-	-	-

教育委員会	法令に違反した場合	-	-	-	-	-
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	-	-	-	-	-
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	-	-	-	-	-
合 計	法令に違反した場合	-	-	-	-	-
	職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	-	-	-	-	-
	全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	-	-	-	-	-

## 第6章 職員のサービスの状況

### 1 職務専念義務免除の概要

職員は、法律や条例に特別の定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために使い、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては全力をあげてこれに専念しなければなりません。

研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合等には、あらかじめ承認を得れば、職務に専念する義務を免除される場合があります。

### 2 営利企業等への従事

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することはできません。